

名古屋市上下水道局告示第3号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域（令和3年名古屋市上下水道局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2項の表名古屋市上下水道局中村営業所の項中「中村区黄金通1丁目20番地7」を「中村区城屋敷町2丁目6番地1」に改める。

附 則

この告示は、令和7年2月10日から施行する。